答 申 第 73 号 平成13年6月13日

千葉県教育委員会 委員長 免 出 都司夫 様

> 千葉県情報公開審査会 委員長 鶴 岡 稔 男

異議申立てに対する決定について(答申)

平成9年2月10日付け教総第581号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成9年1月4日付けで異議申立人から提起された、平成8年12月20日付け教総第55号の71で行った部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答申

### 1 審査会の結論

実施機関は、本件異議申立ての対象となった公文書の非公開とした部分のうち、次の部分を除き公開すべきである。

- (1) 講演講師の職名及び氏名
- (2) 個別相談相談員2名のうち1名については勤務先及び氏名、他の1名については職名 及び氏名

# 2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県教育委員会(以下「実施機関」という。)が平成8年 12月20日付け教総第55号の71で行った「教職員に係る係争中の争訟事件等の調 査について(回答)」(以下「本件文書」という。)の公文書部分公開決定の取消しを求 めるというものである。

### (2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 実施機関は、「メンタルヘルス研修会及び個別相談開催要項」(以下「本件要項」 という。)のうち講師名及び個別相談相談員の氏名及び「教職員の道路交通法違反に 係る懲戒処分等の基準」(以下「本件基準」という。)の全部を非公開とした。

イ 本件要項のうち講師名及び個別相談相談員の氏名について

実施機関は、自らが主催する研修会等を実施するに当たっては、当該研修会の実施を知らせるため、学校の校長や市町村教育委員会人事担当者らに参加を呼びかける文書又は通知を作成し、配布するので、既に講師名は明らかにされている。実施機関が主催する研修会等には、参加者を特定し全員を参加の対象とする強制参加から広く県民にも参加を呼びかける研修会や講演会まで様々な実施形態があるが、特に本件の研修は、対象者に対して全員参加を義務づける研修ではなく、特定多数に呼びかける研修であり、多数の職員に公表を目的とする研修である。

したがって、本件要項のうち、講師名及び個別相談相談員の氏名は、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)による廃止前の千葉県公文書公開条例(昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。)第11条第2号ただし書口に該当する。

# ウ 本件基準について

道路交通法は、公務員であるか否かを問わず、等しく国民全体で遵守すべきものであって、これに違反した場合の罰則等の基準は既に法律によって定められて周知されている。

したがって、基準が公開されることは、一般常識からも社会通念上もむしろ歓迎されるべきことであって、公開したからといって将来の事務事業の円滑な執行に著しい 支障が生ずるとは認められず、旧条例第11条第8号には該当しない。

将来の事務事業の円滑な執行に著しい支障が生ずると主張するならば、その根拠と支障の具体的な態様を示すべきである。

## 3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 旧条例第11条第2号該当性について

ア 本件文書において旧条例第11条第2号該当として非公開としたのは、次の部分で ある。

本件要項のうち、

- (ア) 講演講師の職名及び氏名
- (イ) 個別相談相談員2名のうち1名については勤務先及び氏名、他の1名については 職名及び氏名
- イ 本件の研修会及び個別相談は、学校の管理職や市町村教育委員会の人事担当者など 行政内部の職員を対象としたものであり、県民が参加することを予定していないし、 研修内容を積極的に県民に知らせるような性格のものでもない。
- ウ 上記ア(ア)及び(イ)の情報は、講演講師及び個別相談相談員に係る情報であるので、「個人に関する情報」であって、特定個人が明らかに識別されるものであるから、旧 条例第11条第2号本文に該当する。
- エ 本件文書については、何人も閲覧できるとしている法令はないので、本号ただし書

イに該当しない。

本件文書は、実施機関が作成したものであるが、公表を目的としているものではないので、本号ただし書口に該当しない。

本件文書は、県民の生命、身体、健康、生活等を保護し、公共の安全を確保するために公開することが公益上必要であるとは認められないので、本号ただし書いに該当しない。

# (2) 旧条例第11条第8号該当性について

- ア 本件文書において旧条例第11条第8号該当として非公開としたのは、本件基準である。
- イ 本件基準の性格は、担当者が教職員の道路交通法違反に係る懲戒処分の内容を検討する際の参考とするため、過去の事例等により作成した事務処理上の補助的な文書である。
- ウ 一方、教職員の道路交通法違反に係る懲戒処分の決定は、千葉県教育委員会行政組織規則(昭和35年千葉県教育委員会規則第2号)第8条第10号により教育委員会議の議決事項とされている。
- エ したがって、本件基準を公開すると、担当者の事務処理上の目安としての基準があたかも機関として定められたものとの誤解を与えるとともに、基準とは異なる懲戒処分が決定された場合に基準と異なることを理由とした処分取消し運動や基準と異なる判断を下したことに対する質問が殺到するなど無用の混乱を来し、教育委員会議での懲戒処分の決定という事務事業の円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるので、本件基準は旧条例第11条第8号に該当する。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

#### (1) 本件文書について

- ア 本件文書は、文部省からの教職員に係る係争中の争訟事件等の調査についての照会に対する回答であり、別紙として総括表1から3まで、様式1から12まで、本件基準、別表1から3まで及び本件要項が添付されている。
- イ 本件文書のうち、実施機関が非公開とした部分は次のとおりである。

- (ア) 本件要項のうち、講演講師の職名及び氏名並びに個別相談相談員2名のうち1名 については勤務先及び氏名、他の1名については職名及び氏名
- (1) 本件基準
- (2) 旧条例第11条第2号該当性について
  - ア 旧条例第11条第2号本文該当性について

実施機関が非公開とした(1)イ(ア)の部分は、個人に関する情報であって特定個人が 識別することができるものであるから、本号本文に該当するものである。

イ 旧条例第11条第2号ただし書該当性について

アで本号本文に該当するとした情報は、本号ただし書イ及びいに該当しないことは明らかであるので、以下ただし書ロの該当性について検討する。

- (ア) ただし書口は、実施機関が作成し、又は収受した情報であって、公表を目的としているものについては、公開することができるとしたものである。
- (4) しかしながら、アで本号本文に該当するとした情報は、講演講師の氏名等及び個別相談相談員の氏名等であり、当該研修会及び個別相談が、学校の校長若しくは教頭又は市町村教育委員会人事担当者など行政内部の職員を対象としたものであることに鑑みれば、公表を目的としているものとまでは認められないものである。
- ウ したがって、(1)イ(ア)の情報は、本号に該当すると判断する。
- (3) 旧条例第11条第8号該当性について
  - ア 旧条例第11条第8号前段該当性について

本号前段に列挙されている事務事業は代表的なものを例示したものに過ぎず、本号でいう「事務事業」とは、実施機関が行うすべての事務事業をいい、組織、人事等いわゆる内部管理に係る事務事業を含むものである。

実施機関が非公開とした(1)イ(4)の部分は、担当者が教職員の道路交通法違反に係る懲戒処分の内容を検討する際の参考とするための目安として作成されたものであって内部管理に係るものであるから、本号前段に該当する。

- イ 旧条例第11条第8号後段該当性について
  - (ア) 実施機関は、3(2)イないし工のとおり主張する。確かに、担当者の事務処理上の 目安である本件基準が公になった場合、基準とは異なる懲戒処分が決定された場合 に基準と異なることを理由とした処分取消し運動や基準と異なる判断を下したこと に対する質問が殺到するなどのおそれがないわけではない。

- (イ) しかしながら、一般的に処分に当たっては、個々の事故を基準に照らした上で、さらに種々の具体的事情を総合的に勘案し、処分を加重し又は減ずるなどして行われるものであるから、本件基準を公開したとしても、教育委員会議での懲戒処分の決定という事務事業の円滑な執行に著しい支障が生ずるとまでは認められないものである。
- (ウ) したがって、(1)イ(イ)の情報は、本号に該当しないと判断する。

## (4) 結論

以上のとおり、本件文書で実施機関が非公開とした部分のうち、講演講師の職名及び 氏名並びに個別相談相談員2名のうち1名については勤務先及び氏名、他の1名につい ては職名及び氏名は、旧条例第11条第2号に該当し公開しないことができるものであ るが、本件基準は、同条第8号に該当しないので公開すべきである。

# 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

# 別紙

# 審査会の処理経過

年月日	処理内容
9. 2.10	諮問書の受理
9. 5. 29	実施機関の理由説明書の受理
9. 9. 8	異議申立人の意見書の受理
9. 10. 29	審議(第80回審査会)
11. 10. 29	審議(第101回審査会) 実施機関から非公開理由の聴取
13. 4.25	審議(第122回審査会)
13. 5.23	審議(第123回審査会)

# (参考)

# 千葉県情報公開審査会委員

氏名	職業等	備考
岩 間 昭 道	千葉大学教授	
岡部文彦	弁護士	
鶴 岡 清	千葉日報社取締役名誉相談役	
鶴岡稔男	千葉家庭裁判所家事調停委員	委員長
藤井俊夫	千葉大学教授	

(五十音順:平成13年5月23日現在)